

テーマ
[ワンクリック請求のトラブル]

クリックすると突然、請求画面に！

実はそれ、悪質なワンクリック請求^{*}かも！

「芸能人の動画が無料！」



「**支払うべきなの？**」

Answer

**悪質なワンクリック請求です。
業者への支払いや連絡はしないで！**

利用規約が分かりにくいところにあり、料金表示が明確にされないまま登録され、請求される「不当請求」です。支払ったりせず、無視しましょう。個人情報がもれる可能性もあるので退会手続きのためであっても業者には連絡をせず、気になることがあれば「消費生活相談窓口」へ速やかに相談して下さい。

相談事例



【相談者Aさんの場合】

アダルトサイトからの請求画面がパソコンに表示されたまま消えない

パソコンの動画サイトで、無料動画をいろいろ見てたところ、いつの間にかアダルトサイトに接続されていた。年齢確認ボタンをクリックしたとたんに「登録完了」になり、パソコンに「10万円を支払うように」という請求画面が表示された。請求画面を消そうとしても消えない。どうすればよいだろうか。(30代女性)



【アドバイス】

個人情報のもれなど二次被害の恐れもあるので連絡や支払いはせず、「消費生活相談窓口」に相談を

請求画面が消えないのは、年齢確認の「18才以上」をクリックした際に、請求画面を表示するウイルスが入り込んだためです。請求画面はあたかも個人情報が登録されたように表示されますが、個人を特定されることはありませんので、慌ててお金を振り込んだり、電話やメールで業者と連絡をとるようなことはしないで下さい。かえって個人情報がもれる危険性があります。請求画面の削除法は「独立行政法人情報処理推進機構(IPA)」のホームページに紹介されているので参考にして下さい。トラブルになったら、「消費生活相談窓口」に相談して下さい。

ココに注意！

●不用意にアクセスしない、クリックしない！

ワンクリック請求によるトラブルの多くは、出会い系サイトやアダルトサイトなどに興味本位でアクセスし、サイト内で安易にクリックしている時に発生しています。不用意なアクセスやクリックはトラブルに巻き込まれる危険性があるので避けましょう。

●あわてて請求業者へ連絡をしない！

ワンクリック請求による不当な請求を受けても、業者に連絡をするのはやめましょう。請求画面にIPアドレスやメールアドレスなどが表示される場合もありますが、これだけでは住所や氏名などの個人情報が業者に伝わることはまずありません。電話やメールをすることで、かえって個人情報を業者に知らせることになりますので、慎重に行動しましょう。

●利用料金の請求をされても言われるがまま支払わない！

年齢確認ボタンをクリックしただけで、直ちに有効な契約が成立することはありません。業者に利用料金などを請求されても支払い義務はありません。アダルトサイトなどを運営する業者に関わりたくないなどの理由で利用料金や退会料金を支払ってしまうと、それ以降も様々な理由をつけて料金を請求される二次被害につながる恐れもあります。業者から執拗な請求があっても言われるままに支払わず、「消費生活相談窓口」に相談をしましょう。

「この話、ちょっと怪しい？」と思ったら、まず相談を！

広島県の相談窓口 広島県生活センター

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

広島市中区基町10-52

消費生活相談 ☎ 082-223-6111(商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)

県民相談 ☎ 082-223-8811(結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9時～16時(12時～13時は休み)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

